

令和4年度第1回 沖縄県ハンセン病問題解決推進協議会

日時：令和4年9月5日（月）11:30～13:30

場所：県庁6階 第2特別会議室

次 第

- | | | |
|---|--|-------------|
| 1 | 挨拶（沖縄県知事 玉城 康裕）
ハンセン病回復者からのコメント | 11:30～11:50 |
| 2 | 自己紹介 | 11:50～12:10 |
| 3 | 会長選出 | 12:10～12:15 |
| 4 | 議事 | |
| | （1） 各団体等のハンセン病問題に関する取組
（各団体等からの報告・意見交換） | |
| | ①ハンセン病問題の啓発〈資料 p. 4～6〉 | 12:15～12:45 |
| | ②ハンセン病回復者等の福祉の増進〈資料 p. 7～8〉 | 12:45～13:15 |
| | （2） その他 | 13:15～ |
| 5 | 閉会 | 13:30 |

〈配付資料〉

- 1 次第・名簿
- 2 資料
- 3 参考資料
- 4 沖縄県啓発リーフレット「ハンセン病問題を知っていますか？」
- 5 宮古南静園クリアファイル

令和4年度第1回沖縄県ハンセン病問題解決推進協議会 委員名簿

任期：令和4年9月1日～令和6年8月31日

区分	所属	職名	氏名	備考
ハンセン病回復者等	沖縄ハンセン病回復者の会	共同代表	(欠席) 平良 仁雄	
	沖縄ハンセン病回復者の会	事務局長	神谷 正和	
	沖縄愛楽園自治会	会長代行	※氏名非公表	
	宮古南静園入所者自治会 (宮古退所者の会 代表)	連絡員代行	知念 正勝	
	ハンセン病回復者家族		※氏名非公表	
療養所	国立療養所 沖縄愛楽園	園長	野村 謙	
	国立療養所 宮古南静園	園長	知念 一	オンライン参加
支援団体	ハンセン病問題ネットワーク沖縄	事務局長	神谷 征子	
	ハンセン病と人権市民ネットワーク宮古	共同代表	亀濱 玲子	
	公益財団法人沖縄県ゆうな協会	理事長	小渡 有明	
専門職団体	沖縄県ソーシャルワーカー協議会 (一般社団法人沖縄県医療ソーシャルワーカー協会 理事)		樋口 美智子	
学識経験者	琉球大学人文社会学部	教授	森川 恭剛	
	沖縄弁護士会 (ハンセン病家族訴訟弁護団)	弁護士	神谷 誠人	
行政機関	教育庁県立学校教育課	課長	(欠席) 崎間 恒哉	(代理) 桃原 健次
	保健医療部地域保健課	課長	新里 逸子	

〈オブザーバー〉

1	療養所	沖縄愛楽園交流会館	学芸員	辻 央	
2	行政機関	厚生労働省健康局難病対策課	課長補佐	岩倉 慎	オンライン参加
		法務省那覇地方法務局人権擁護課	課長	比嘉 陽子	

〈事務局等〉

1	行政機関	保健医療部	部長	糸数 公	
2		保健医療部地域保健課	班長	沼田 淳	事務局
3		保健医療部地域保健課	主任	川満 李子	事務局

沖縄県ハンセン病問題解決推進協議会設置要綱

(趣旨)

- 第1条 沖縄県は、国及び市町村等と連携し、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」第5条の規定における地方公共団体の責務を果たすべく、沖縄県ハンセン病問題解決推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
- 2 協議会は、ハンセン病患者に対する隔離政策によりハンセン病患者であった者及びその家族（以下「ハンセン病回復者等」という。）が受けた被害について深い反省の念を込め、ハンセン病回復者等に対する偏見と差別のない、安心して豊かな生活を営むことができる社会の実現を目指し、ハンセン病問題の全面的な解決の推進に資することを目的とする。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
- (1) ハンセン病問題の啓発の取組に関すること
 - (2) ハンセン病回復者等の福祉の増進に関すること
 - (3) その他ハンセン病問題に関して協議会が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 協議会の構成員は、次の各号に掲げる者から構成する。
- (1) ハンセン病回復者等
 - (2) 国立ハンセン病療養所
 - (3) ハンセン病回復者支援団体
 - (4) 学識経験者
 - (5) 関係行政機関
 - (6) その他保健医療部長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
 - 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会合)

- 第5条 協議会の開催は、保健医療部長が通知する。
- 2 協議会の議事進行は、会長が行う。
 - 3 会長は、必要に応じて、協議会に委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 協議会は、協議を円滑かつ効率的に推進するために必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会の設置及び運営に必要な事項は、地域保健課長が別に定める。

(秘密の保持)

第7条 協議会及び作業部会に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の運営にあたり必要となる庶務は、保健医療部地域保健課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、保健医療部長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月15日から施行する。

沖縄県ハンセン病問題解決推進協議会 概要

開催趣旨

・ **ハンセン病回復者等に対する偏見と差別のない、安心して豊かな生活を営むことができる社会の実現**を目指し、ハンセン病問題の全面的な解決を推進することを目的として開催

※ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第5条… 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、地域の実情を踏まえ、ハンセン病患者であった者等及びその家族の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

協議事項

※沖縄ハンセン病回復者の会要望書(R3.11.15)を基に協議事項を整理

1 ハンセン病問題の啓発の取組に関すること

- (1) 県民への啓発の推進（啓発リーフレットの修正・活用含む）
- (2) 学校教育での人権学習、教員向け人権研修の推進

2 ハンセン病回復者等の福祉の増進に関すること

- (1) 回復者の相談支援体制の充実
- (2) 地域の医療・介護を安心して受けられるための支援体制

3 その他ハンセン病問題に関して協議会が必要と認める事項

経過

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| R3. 11. 15 | 知事へ要望書提出（沖縄ハンセン病回復者の会） |
| R4. 1. 12 | 協議会設置に向けた準備会①（協議会の方向性検討） |
| R4. 1. 18 | 要望に対する回答 |
| R4. 3. 15 | 協議会設置に向けた準備会②（協議会委員、リーフレット修正点の検討） |
| R4. 6 | 啓発リーフレット発行 |
| R4. 6. 9 | 協議会設置に向けた準備会③（協議事項の検討） |
| R4. 9. 5 | 第1回協議会開催 |

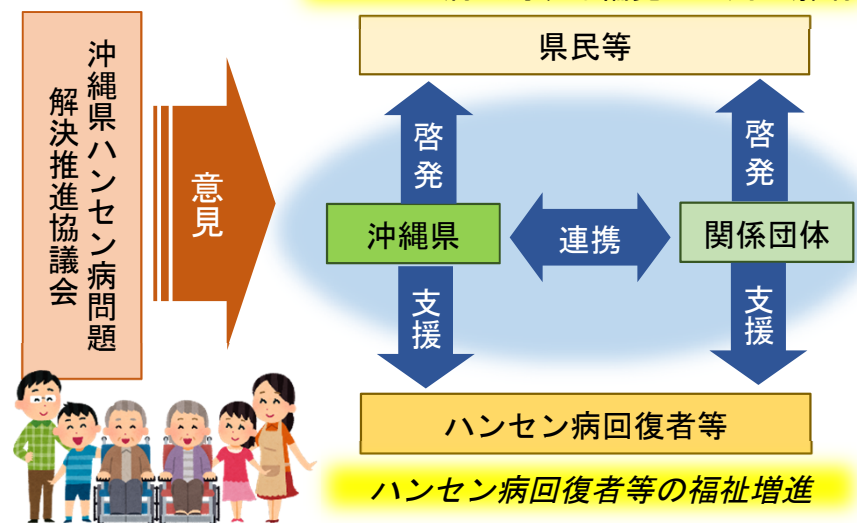
構成機関

- ハンセン病回復者等（回復者の会、入所者自治会、回復者家族）
- 療養所（沖縄愛楽園、宮古南静園）
- 支援団体（ハンセン病問題ネットワーク沖縄、ハンセン病と人権市民ネットワーク宮古）
- 専門職団体（沖縄県ソーシャルワーカー協議会）
- 学識経験者（大学教授、弁護士）
- （公財）沖縄県ゆうな協会
- 教育庁県立学校教育課
- 保健医療部地域保健課

※必要に応じオブザーバー（厚労省、市町村、関係課等）の出席を依頼



ハンセン病に対する偏見・差別の解消



〈令和4年度 各団体等のハンセン病問題に関する取組〉

①ハンセン病問題の啓発に関すること

団体	(1) 一般県民への啓発推進	(2) 人権教育の推進 (学校教育、教職員研修)	その他
地域保健課	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発リーフレット作成 (19,500枚) ・啓発パネル展・愛楽園入所者作品展 (R4.6.15～7.4県立図書館) ※宮古地区パネル展 (R4.6.17～6.24宮古福祉事務所主催) ・ホームページへの啓発資料等の掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンセン病問題から学ぶ人権講演会 (小中学校11校) 	
県立学校教育課		<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄愛楽園交流会館「教員向け講座」 (R4.8.20) の後援 ・「ハンセン病問題に関する「親と子のシンポジウム」」 (R4.7) の開催について周知 ・「ハンセン病問題に関する教育の更なる推進について」 (R4.8文科省) の依頼 	
那覇地方務局人権擁護課	<ul style="list-style-type: none"> ・「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」パネル展を開催 (各庁、R4.6.20～24) ・「ハンセン病問題に関する『親と子のシンポジウム』」YouTube配信 (R4.7.30) ※アーカイブで視聴可 		<ul style="list-style-type: none"> ・7/28、29に福岡法務局人権擁護部長及び当局長が視察し、献花を行った上、愛楽園においては入所者と懇談会を開催。
沖縄県ゆうな協会	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発講話会及びパネル展示会 【参考①】 ・パンフレット及び機関誌「あだんの実」発行 ・語り部による講話 (YouTube) のホームページ掲載 (R3～) 		
沖縄ハンセン病回復者の会	<ul style="list-style-type: none"> ・平良仁雄：沖縄愛楽園ガイド・語り部活動 (H20.6～現在) ……愛楽園社会交流会館企画展ギャラリートーク (R4.7)、沖縄県ゆうな協会主催講話での講師 (H25～R1)、同協会証言YouTube動画 (R2) など ・知念正勝：宮古南静園ボランティアガイド・語り部活動 (H21～現在) ……宮古南静園ハンセン病歴史資料館で体験講話 (R4) や関係機関への出前講座など、回復者の語り部と共に啓発活動を続けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平良仁雄：「ハンセン病問題から学ぶ人権講演会」 (県主催) の講師、沖縄愛楽園交流会館主催「教員向け講座」での講話 (R4.8) ・知念正勝：「ハンセン病問題から学ぶ人権講演会」 (県主催) (宮古島市立狩俣小学校 (R4.5.17)、宮古島市立砂川小学校 (R4.12)) の講師、宮古南静園ハンセン病歴史資料館での宮古島市内学校や修学旅行生への講話、宮古島市内学校や県外大学等での体験講話 (H13～)、他、回復者の方々も含めて宮古南静園ボランティアガイド啓発活動を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県に対し、「ハンセン病問題の全面的な解決に向けて」要望書を提出 (H30、R3) ・宮古島市教育委員会・沖縄県宮古教育事務所へ、ハンセン病問題啓発への取組強化について要請 (R4)

〈令和4年度 各団体等のハンセン病問題に関する取組〉

①ハンセン病問題の啓発に関すること

団体	(1) 一般県民への啓発推進	(2) 人権教育の推進 (学校教育、教職員研修)	その他
<p>沖縄愛楽園(自治会、資料館含む)</p>	<p>【愛楽園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハンセン病患者の強制隔離政策とのふれあいの場となる交流会館を一般公開 (H27.6.1) ・ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」 (H29.8.26) ・講話、園内見学による啓発・普及活動 (現在コロナ禍により制限中) <p>【自治会・交流会館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ハンセン病を正しく理解する」啓発パネル展 (R4.6.6～7.15) を実施 (パネル展示箇所は名護市役所本庁・屋部支所・久志支所・羽地支所・屋我地支所) <p>・企画展「隔離のなかの子どもたち 一九五〇年代の文芸作品」 (会期7/23-9/11) イベント「卒業生によるギャラリートーク①」平良仁雄さん (7/23)、「担当学芸員によるギャラリートーク」 (8/7)、「作品朗読」 (8/21) 協力：南風原町子ども平和学習交流事業・沖縄国際大学田場ゼミ、「卒業生によるギャラリートーク②」金城幸子さん (9/10)、「卒業生によるギャラリートーク③」宮良正吉さん (9/11)</p> <p>・企画展「表現する布染 平井真人 YUGAFU2022」 (会期10/1-12/18) イベント「村田浩ジャズライブ」 (10/22)、「音楽と舞踏」 (12/11) 他、ギャラリートークなど計画中</p> <p>・企画展「コロナ禍のみとり (仮称)」 (会期：2月～3月調整中) イベント ギャラリートークなど計画中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント「ハンセン病」と「文学の力」 (9/3) 共催：KUUの会 <p>【講座やイベントはYouTube配信を併用。可能なものについてはYouTube沖縄愛楽園交流会館チャンネルで公開。現在動画24本】</p>	<p>【愛楽園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名桜大学看護学科講演 (H29～R4)、見学実習受入 (～R1) ・琉球大学医学科講演 (H29～R4)、見学実習受入 (～R1) ・島根県立看護学科講演 (R2.1)、見学実習受入 (H29～R1) ・講話、園内見学による人権教育 (現在コロナ禍により制限中) <p>【自治会・交流会館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流会館企画「教員向け講座」 (R4.8.20) ※毎年8月開催 ・「ハンセン病問題から学ぶ人権講演会」 (県地域保健課主催) に講師 (学芸員) 派遣 ・施設見学 (6月～8月：小学生23人・中学生39人・高校生50人・大学生10人) ・早田壕の3D-VRを活用したバーチャル体験の教材活用へ撮影協力 (名護市) ・名護市教育委員会10年研 (7/26) ・那覇市第5民生・児童委員12人、南風原文化センター児童10人が人権学習 ・東京都公立学校教諭12人が偏見・差別解消への学習 <p>【講座やイベントはYouTube配信を併用。可能なものについてはYouTube沖縄愛楽園交流会館チャンネルで公開。現在動画24本】</p>	

〈令和4年度 各団体等のハンセン病問題に関する取組〉

①ハンセン病問題の啓発に関すること

団体	(1) 一般県民への啓発推進	(2) 人権教育の推進 (学校教育、教職員研修)	その他
宮古南静園(自治会、資料館含む)	<p>【南静園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ハンセン病問題啓発パネル展」(沖縄県宮古福祉事務所主催)(R4.6.11～6.24@市役所等)に、園ならびに資料館として、自治会と協力して出展。 ・自治会、人権ネットと協力して資料の展示、説明及びガイド実施。 ・「資料館企画運営委員会」(メンバー：外部有識者、行政機関等)を隔月で開催し、資料館の利便性の向上を図り、啓発活動に繋げている。 <p>【自治会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮古島市・宮古島市教育委員会・県宮古教育事務所等へハンセン病問題啓発学習への取組の強化について要請(R4.5.10) 	<p>【南静園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員研修や園内見学における園長の講話(依頼があった場合) <p>【自治会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ハンセン病問題から学ぶ人権講演会」(県地域保健課主催)宮古島市立狩俣小学校(R4.5.17)、宮古島市立砂川小学校(R4.12)への講師(自治会協力員)派遣協力、資料提供。 ・「平和学習会・戦争とハンセン病」宮古島市立久松中学校(R4.6.24)への講師派遣の協力、資料提供等。 	<p>【自治会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『沖縄県ハンセン病証言集宮古南静園編』2007年3月出版(1,000部)、2017年第2版(500部) ・『ガイドブック宮古南静園』2011年3月発刊(5,000部)、2015年3月第2版(10,000部) ・リーフレット「宮古南静園の知られざる史跡」初版、第2版等
ハンセン病問題ネットワーク沖縄	<p>過去の活動については別紙のとおり 【参考②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内での啓発活動をコロナの状況を見計らって開催できるように計画中(案：映画上映、石垣島での開催ほか) ・退所者の証言や講演を映像などで記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・(共催)ハンセン病問題「教員向け講座」(R4.8.20) 	
ハンセン病と人権市民ネットワーク宮古	<ul style="list-style-type: none"> ・資料館の企画・運営・啓発活動(資料館企画運営委員会(H26.1.23～)) ・宮古南静園ボランティアガイド活動、ハンセン病市民講座、ボランティアガイド養成講座等の実施(H21.2.27～) ・「ハンセン病問題啓発パネル展」(宮古島市未来創造センターR4.6.11～21、宮古島市役所6.17～24：宮古福祉事務所主催)への協力 ・宮古島市・宮古島市教育委員会・県宮古教育事務所等へ、学校や教員・職員等への啓発・研修の取組強化について、宮古南静園入園者自治会・宮古退所者の会と共に要請(R4.5.10) ・ハンセン病と人権啓発活動へ向けての研修会「証言映像の編集と活用について」(R4.7.31：宮古退所者の会・当会共催)等 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ハンセン病問題から学ぶ人権講演会」(県地域保健課主催)宮古島市立狩俣小学校(R4.5.17)、宮古島市立砂川小学校(R4.12)への講話協力 ・「平和学習会・戦争とハンセン病」宮古島市立久松中学校(R4.6.24学校主催)への講話協力 ・「ハンセン病と宮古南静園の歴史を学ぶ」宮古島市立平良中学校(R4.7.4学校企画)への支援 ・神奈川県横須賀学院高校(R4・11修学旅行予定)への協力等 <p>※回復者語り部・家族・ボランティアガイドと共に取り組んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・『戦争を乗り越えて～宮古南静園からの証言』(H7～11入所者聴き取り：H12みやこ・あんなの会発刊) ・『沖縄県ハンセン病証言集宮古南静園編』(H14～18聴き取り：H19宮古南静園入園者自治会発刊) ・『ガイドブック宮古南静園』(H23・H27宮古南静園入園者自治会編集発刊)他、入園者の「自分史」編集出版等に携わる。

〈令和4年度 各団体等のハンセン病問題に関する取組〉

②ハンセン病回復者等の福祉の増進に関すること

団体	(1) 回復者の相談支援体制の充実	(2) 地域の医療・介護を安心して受けられるための支援体制	その他
地域保健課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域保健課、福祉事務所に相談窓口の設置 ・県外療養所入所者、県内離島出身入所者の里帰り事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域保健課HPへ「ハンセン病後遺症に起因する足底穿孔症（うら傷）の治療可能な医療機関」リストの掲載（R2.3） 	
沖縄県ゆうな協会	<ul style="list-style-type: none"> ・医療ソーシャルワーカー（R3～）による相談支援 【参考①】 ・電話、来所、訪問相談（生活相談、退所者給与金、補償金等） ・給与金に係る現況届の預かり・手続 ・厚生指導事業（資格取得・修学資金の助成） ・生活習慣病健診（人間ドック） ・回復者とのレクリエーション交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療ソーシャルワーカーの配置（R3～）（月曜13～17時） ・外来診療（第2・第4水曜13時～15時） ・運転できない方の愛楽園への送迎 	
沖縄ハンセン病回復者の会	<ul style="list-style-type: none"> ・平良仁雄・神谷正和：沖縄楓の友の会（不定期開催）で、情報交換・ピアサポートを行っている。 ・知念正勝：宮古島市・多良間村・八重山・沖縄本島の退所者や入所歴のない方、家族からの相談を受け支援活動を続けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平良仁雄 神谷正和：後遺症に係る傷（裏傷等）を治療を受けるため、愛楽園元看護師の支援要請等、地域での医療保障に取り組んでいる。 ・知念正勝：宮古南静園の退所者の療養所病棟への一般保険診療入院制度導入の要請を続け実現。県立病院等との意見交換など、回復者が安心して地域生活を続けるための支援体制を求め、活動を続けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県に対し、「ハンセン病問題の全面的な解決に向けて」要望書を提出（H30、R3） ・宮古島市へ回復者の地域生活支援の要望書を提出（R4）
沖縄愛楽園	<ul style="list-style-type: none"> ・医療社会事業専門員（MSW）による相談窓口の設置 ※問題事案については自治会も協議に参加 ・地域の医療・介護関係者対象の研修会企画「ハンセン病の正しい知識とケアについて」（R2.10.2オンデマンド配信） 	<ul style="list-style-type: none"> ・内科、呼吸器科、外科、整形外科、眼科、皮膚科、歯科を開設 ・地域住民を対象とした保険診療及び退所者の入院病床（対応できる疾患）の承認（H23.4.1） 	<p>【自治会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国ハンセン病療養所入所者協議会・弁護士を中心に、ハンセン病問題の解決に関する取組等、各省庁への要請や国会議員との懇談会へ、毎年上京して統一行動として療養所問題・永続化問題・将来構想等を全国的に展開。

〈令和4年度 各団体等のハンセン病問題に関する取組〉

②ハンセン病回復者等の福祉の増進に関すること

団体	(1) 回復者の相談支援体制の充実	(2) 地域の医療・介護を安心して受けられるための支援体制	その他
宮古南静園	<ul style="list-style-type: none"> 福祉室ケースワーカーにおいて、回復者やその家族、遺族、またはキーパーソンの相談支援を行っている。相談を受けた場合、他のハンセン病療養所ケースワーカーや外部のハンセン病回復者支援団体（ふれあい福祉協会等）と連携し、相談支援体制の充実を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 回復者等の診察希望があれば、当園の医師で診察する。介護に関する相談があれば、再入所も検討しながら、公的機関（包括支援センターなど）との連携を図る。 	
沖縄県ソーシャルワーカー協議会	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月～ゆうな協会医療・介護の相談窓口開設に伴うソーシャルワーカー派遣依頼に応え、沖縄県ソーシャルワーカー協議会加盟団体からソーシャルワーカー（社会福祉士:沖縄県医療ソーシャルワーカー協会理事）1名を推薦した。 「ハート相談センター」（日本ソーシャルワーカー連盟、2003年度開設）の調整会議に加盟団体が地域相談員として参加、課題について協議会代表者会議で共有し、必要時対応を検討している。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度那覇市在宅医療・介護連携推進事業多職種連携研修会「ハンセン病の正しい知識とケアについて」（令和2年10月動画配信・那覇市医師会主催）の加盟団体への周知・広報協力 	<ul style="list-style-type: none"> ハンセン病問題の解決に資することを目的に、社会福祉関係団体・機関と連携し、衆参国会議員・県知事選挙の立候補者に対し、公開質問状を提示し回答を協議会HPで公表。（令和4年第14回沖縄県知事選挙 公開質問状「ハンセン病回復者への医療・介護支援について」、ほか）
ハンセン病問題ネットワーク沖縄	<ul style="list-style-type: none"> 回復者からの個別相談に随時対応 		<ul style="list-style-type: none"> 退所者の医療や福祉に関する課題を月一回のミーティングで議論
ハンセン病と人権市民ネットワーク宮古	<ul style="list-style-type: none"> 退所者の会・家族を中心とする皆さんとの毎月の交流（コロナ感染状況によって変動）や必要に応じた会合。 退所者・入所歴のない方の生活や医療、家族に関することなどの相談等。 「宮古南静園将来構想」（H21・5策定）に向けた退所者生活実態調査（宮古島市・多良間村・石垣市を中心）に取り組み、その後、追加調査（H23）を行った。 宮古島市・多良間村・石垣市の訪問相談等は、宮古退所者の会知念正勝代表と共に行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 退所者や入所歴のない方からの医療・介護等の相談については、これまで、宮古退所者の会の知念正勝代表と対応。 	

沖縄県ハンセン病問題解決推進協議会への要望、ハンセン病回復者の課題等

【沖縄ハンセン病回復者の会】

※沖縄ハンセン病回復者の会（平良仁雄・知念正勝共同代表）：2018年1月発足、会員99人（正会員49人、賛助会員50人、2022年8月現在）

〈回復者への介護・医療支援〉

・全国で最も多くの回復者が暮らす沖縄県において、多くが病歴を隠して地域の生活を送っている。そのため地域の病院に行けず、自己治療を重ねた結果、足や指を切断せざるを得なくなったり、自宅から距離のある療養所には通えず、治療を受けられずに悪化させるケースがある。回復者の高齢化・不自由度が進む中、離島で生活する回復者は支援が行き届かない状況でより申告である。県と市町村の連携により、相談支援・同行使園・家事援助等、介護体制整備と生活支援の仕組みの構築に取り組むことが求められている。

・加えて、家族の課題についても、現況調査をしていただきたい。

〈啓発〉

・ハンセン病隔離政策と沖縄県における「無らい県運動」の検証を求めたい。
・ハンセン病問題の啓発について、学校教育、医療や介護関係者への取組の拡充、歴史資料館・交流会館の活用と支援、平和祈念資料館へのハンセン病問題の展示等々、広く県民への啓発事業が前進することを要望する。

〈国への働きかけ〉

・療養所の将来構想への取組強化
・介護認定への「末梢神経麻痺等」の追加、療養所への夫婦入所（回復者でない者）等

【沖縄愛楽園】

・当園の将来構想に向けた土地利活用の問題や歴史的建造物の保存に関して、名護市と併せて県からも深く関与いただき協力を仰ぎたい。

【沖縄愛楽園自治会】

・本質的な支援体制などの協議する機会がコロナ禍で無い。
・地域によって人権教育の温度差が感じられる。厚労省、文科省、法務省から「ハンセン病に関する教育の更なる推進について（通知）」（2021年8月16日付）が出されているが、教育委員会や学校レベルでは、その通知が認識されていない。県の人権講話事業は、現在小中学校への派遣となっているが、高校などへも範囲を広げてほしい。また、講話を単発のイベントとして終わらせないための仕組みづくりが必要。交流会館で毎年8月に開催している教員向け講座は、県をはじめ、市町村の教育委員会の後援をいただき開催しているが、県内の先生方の参加が少ない。教員が講座を人権研修として受講できるようにするなど受講しやすくする仕組みづくりをお願いしたい。

沖縄県ハンセン病問題解決推進協議会への要望、ハンセン病回復者の課題等

【宮古南静園入園者自治会】

〈啓発〉

- ・ハンセン病の正しい理解、ハンセン病問題の啓発の取り組みについて、県・自治体と沖縄県内2園の療養所ハンセン病資料館とのネットワークを構築して、協議会においてもご協議いただきたい。
- ・2009（平成15）年に「宮古南静園将来構想」策定から年月が経った。地域と共生を目指す療養所のさらなる課題について、協議会において共有していただきたい。

〈在園保障〉

- ・療養所の将来構想において、地域に開かれた医療施設としての存続は、入所者の最後の一人までの在園保障への重要な課題であり、県・所在自治体の連携を図っていただきたい。回復者の高齢化に伴い、地域で生活を続ける為の支援、療養所との連携、入所歴のない配偶者との再入園の課題等。

〈高齢化・コロナ禍の課題〉

- ・当事者の高齢化に伴い、退所者・入所歴のない方の再入園の課題等。コロナ禍で、園の感染対策と面会の自粛等、入所者と家族や社会との交流の機会が狭められている課題等、どのように取り組むのが大切な課題である。

〈医療の確保〉

- ・入所者は、終の棲家である療養所が医療機関として存続することを望んでいる。2009（平成13）年に「宮古南静園将来構想」を策定から年月が経ち入所者の高齢化に伴い不自由度が高くなり医師や職員の確保が課題である。県立宮古病院や開業医の委託診療の連携も重要。

【沖縄県ソーシャルワーカー協議会】

※ご本人やご家族の医療・介護・福祉・生活問題等の包括的な実態把握と、相談支援体制の整備をしていただきたい。

- ・各市町村の取り組み状況の把握と公表
- ・県の広報番組等（ラジオ・テレビ・新聞特集記事等）を活用した相談窓口の広報
- ・介護保険主治医、介護認定調査員、介護支援専門員、地域包括支援センター職員、訪問診療医、訪問看護師対象の研修会の開催
- ・相談支援体制の整備：ゆうな協会等への常勤ソーシャルワーカーの配置、あるいは訪問相談事業の委託
- ・沖縄県ゆうな協会那覇診療所の訪問診療・訪問看護体制の整備
- ・沖縄県ゆうな協会の理事・評議員に、学識経験者・弁護士・専門職（ソーシャルワーカー・介護支援専門員等）の登用

【ハンセン病問題ネットワーク沖縄】

- ・回復者の中でも、退所者や非入所の方々の医療や福祉の状況が、入所者のそれに比べると差が大きい。家族訴訟で明らかになった、社会の中で暮らすことにおける差別の現状を考慮に入れて、状況の改善に取り組んでいただきたい。啓発活動についても実のある事業を展開していただきたい。

沖縄県ハンセン病問題解決推進協議会への要望、ハンセン病回復者の課題等

【ハンセン病と人権市民ネットワーク宮古】

〈回復者への介護・医療支援〉

・宮古南静園に退所者の希望してきた保険診療による一般入院制度が実現（H26.4）し、外来診療を含め園将来構想の取り組みとしても前進したが、コロナ禍で利用が厳しい状況である。ハンセン病への偏見や差別が未だ続く中で、回復者の利用しやすい介護制度や支援、医療機関を含め、広く県民への啓発が求められる。

・全国で最も多く回復者の方々が暮らしている島しょ県沖縄において、退所者・入所歴のない回復者の方々が、年齢を重ね不自由度がたかくなる中で、離島を含めて安心して地域生活ができるよう、医療・介護・家事・通院や外出支援等の体制構築。家族の抱える課題等への相談支援体制。

〈啓発、人権学習〉

・沖縄県におけるハンセン病隔離政策の行政・関係機関・地域等における「無らい県運動」の検証。ハンセン病問題に対する正しい理解と今も続く偏見・差別への啓発・人権学習のしくみ（生徒・教員・行政職員等）をつくり、次代へ生かしていくこと。

【神谷誠人委員】

・退所者及び非入所者の医療及び介護体制について、県、市町村、医療機関、地域包括支援センター及び療養所とのネットワークや協力関係の構築を進めていただきたい。

・啓発に関しては、学校現場が愛楽園及び南静園の交流館と連携し、同施設を活用した人権教育プログラムを検討していただきたい。

・また、両園の交流館を回復者とその家族、あるいは障がい者等の社会的マイノリティーが差別や人権問題に関して語り合い、意見交換ができるフォーラムの場として活用できないかを、社会教育の観点から検討していただきたい。